

一般社団法人 日本皮膚免疫アレルギー学会 定款施行細則

2015年10月制定
2016年 1月改定

第1章 会員

(会費)

第1条

本法人の会員の年会費について、下記の通り定める。

- (1) 正会員：10,000円
 - (2) 賛助会員：60,000円(一口)
 - (3) 名誉会員：年会費を納入することを要しない。
- 2 年会費滞納によって会員資格を喪失された者が再度入会を希望する場合は、過去の滞納分の年会費を納入しなければならない。

第2章 個人情報

(個人情報に関して)

第2条

会員の個人情報及びその他の倫理的案件に関しては、倫理委員会を設置し、会員の個人情報の取り扱い、会員名簿の作成、データの使用目的など、規準を作成し、加えて倫理的な事項に関して審議し、理事会に報告する。倫理委員会の委員長、副委員長、及び若干名の委員は推薦委員会が推薦し、理事会、代議員会で決定する。委員会は倫理綱領、倫理委員会規則に基づく判断を行う。

第3章 委員会

(常設委員会)

第3条

定款第46条における委員会は次項にあげる委員会を常設委員会とし、学会活動の根幹を支えるものとする。なお、理事会においてその必要性が承認されたものを特別委員会として新たに設置することができる。

- 2 以下にあげる委員会を常設の委員会とする。
 - (1) 会誌編集委員会
当学会会誌の定期的な作成、質の向上を目的とする。
 - (2) 財務委員会
当学会の財務状況を把握し、適正な会計の執行と財産の管理を主眼とする。財務理事が委員長を兼任する。

- (3) 推薦委員会
学術大会会長候補者の理事会への推薦等、当学会における人事に関して、理事会の諮問に応じて、適任者の推薦等を行う。
- (4) 学術教育委員会
学術大会などの教育テーマの検討、日本皮膚科学会の指導専門医制度への対応と専門医制度小委員会の統括など、当学会における学術、教育に関連する事業を担う。
- (5) 会則委員会
当学会の定款、定款施行細則、その他の規則など、当学会の現状を加味し、学会活動をより良くするために適宜検討を行う。総務理事が委員長を兼任する。
- (6) 共同研究委員会
当学会における研究テーマを作成推薦し、その学術的な成果を公開し、広く社会へ還元する。
- (7) 倫理委員会
定款施行細則第2条により、倫理綱領、倫理委員会規則に基づく判断を行い、倫理的問題に対応する。
- (8) 広報委員会
ホームページ等の媒体を利用し、当学会の活動、研究成果などを広く社会に発信することを活動目的とする。
- (9) 将来計画委員会
当学会の今後の事業、あるいは財政上の観点などあらゆる角度から当学会のあり方を検討してゆくことを目的とする。副理事長が委員長を兼任し、相談役として前理事長が加わる。
- (10) 選挙管理委員会
代議員選挙細則に基づき、2年に1回実施する代議員選挙における一連の運営を担当する。

(委員の選任)

第4条

委員長は原則として、理事が就任し、理事会において委員会活動を報告する。各委員会の委員は、委員長が推薦し、理事会において調整および決定する。

(任期)

第5条

任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員長は連続2期を超えてはならない。

第4章 その他

(定款施行細則の変更)

第6条

この定款施行細則は、理事会の承認を経て変更することができる。